

運賃分科会設置規程の改正に伴う運賃分科会の開催結果について

令和 7 年 6 月 30 日付けで国土交通省物流・自動車局より「道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」事務連絡が発出されたことに伴い、運賃分科会設置規程を改正するものです。

運賃分科会設置規程の改正にあたり、下記のとおりパブリックコメント（意見募集）を行い、運賃分科会を開催いたしましたので結果についてご報告いたします。

1. 改正内容

以下の軽微な事案については、当該事案が発生した際、会議を開催せずとも、協議が成立したものとみなすもの。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

2. 運賃分科会設置規程の改正に関するパブリックコメント（意見募集）結果について

- (1) 募集期間：令和 7 年 9 月 19 日（金）～令和 7 年 10 月 20 日（月）
- (2) 募集方法：みどり市ホームページ 令和 7 年度意見募集案件ページ内、企画課、大間々市民生活課、東市民生活課
※意見を提出できる人：市内に在住・在勤・在学する人など
- (3) 募集内容：運賃分科会設置規程の改正について
- (4) 提出意見について：意見書提出数 0 件

3. 運賃分科会の開催結果について

(1) 開催日：令和7年11月21日（金）

(2) 分科会委員：4名

No	区分	団体名	職名	氏名
1	会長 当該路線等をそ の区域に含む市 町村または都道 府県	みどり市（政策企画部）	部長	深澤 隆之
2	一般旅客自動車 運送事業者	赤城観光自動車株式会社	代表取締役	木村 茂光
3	管轄地方運輸局 長	国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局	支局長	堀越 千秋
4	関係住民の意見 を代表する者	みどり市区長会	会長	星野 陽一

※みどり市地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程第2条に基づき、令和7年8月5
日に協議会会長より指名

(3) 協議事項：大間々・笠懸路線バスの経路変更に伴う運賃について

(4) 表決結果：承認4名、不承認0名、棄権0名 【可決】

※みどり市地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程第3条に基づき、出
席した委員の3分の2以上の承認が得られたため、可決とする。

-改正案-

みどり市地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、みどり市地域公共交通活性化協議会設置要綱(令和6年みどり市要綱第85号。以下「要綱」という。)第10条第1項の規定に基づき設置するみどり市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の道路運送法(昭和26年法律第83号)第9条第4項に規定する運賃等を定めるための分科会(以下「運賃分科会」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第2項の規定に基づき定めるものとする。

(組織)

第2条 運賃分科会に属すべき委員(以下「分科会委員」という。)は、要綱第3条各号に掲げる委員のうちから要綱第5条に規定する会長(以下単に「会長」という。)が指名する。

- 2 運賃分科会の長(以下「分科会長」という。)は、分科会委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会長は、運賃分科会の会務を総理し、運賃分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、運賃分科会に属する分科会委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 運賃分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

- 2 運賃分科会は、分科会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 分科会委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。
- 4 会議の議事は、出席した分科会委員(前項の代理の者を含む。)の3分の2以上の多数で決する。
- 5 分科会長は、必要があると認めるときは、会議に分科会委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、分科会長は、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと認める場合には、書面による会議を開くことができる。
- 7 以下に規定する軽微な事案については、当該事案が発生した際、会議を開催せずとも、協議が成立したものとみなす。
 - (1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合
 - (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合

(会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、運賃分科会は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(協議結果の報告)

第5条 分科会長は、運賃分科会の協議経過及びその結果について、協議会に報告するものとし、協議会は、報告を受けた事項について協議するものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会委員は、運賃分科会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第7条 運賃分科会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、運賃分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。